

自治労大阪府職員労働組合税務支部要求

要求年月日：令和2年10月8日

回答年月日：令和3年 3月5日

| 要 求 項 目 | 回 答 項 目 |
|---|---|
| <p>1 労使慣行について</p> <p>(1) 当局は、税務支部との労使慣行を厳守し労働条件の改変にあたっては、一方的な実施を行わないこと。</p> <p>2 職場環境・庁舎設備の改善について</p> <p>(1) 職員の労働安全衛生の観点から、老朽・狭隘化した事務所の新築または増改築を行うなど改善を行うこと。</p> <p>(2) 職員の労働安全衛生の観点から、庁舎・施設、執務室内の安全対策を講ずること。</p> <p>(3) 職員の労働安全衛生の観点から、執務室・会議室・書庫等の拡張・整備、また、必要に応じてレイアウトの改善に努め、狭隘化を解消するなど、執務環境の改善をはかること。また、職員の労働安全の観点から、中河内府税務所にエレベーターを早期に設置すること。</p> <p>(4) 職員の労働安全衛生の観点から、各所（局）・分室に男女別休養室を設置すること。特に休憩時間に窓口業務などの業務対応を行った職員の休憩場所の確保に努めること。</p> <p>(5) 職員の労働安全衛生の観点から、更衣室の洗面設備の新設・増設など、更衣室・休養室・給湯室等について、整備・改善を行うこと。</p> <p>(6) 職員の労働安全衛生の観点からトイレの整備・増設・点検を行うこと。また、衛生面の向上の観点から、整備・増設にあたっては、洋式化、洗浄機能付き便座、水道・照明の自動化の設置・措置を講ずること。</p> | <p>1 労使慣行について</p> <p>(1) 良い労使関係については、尊重してまいりたい。 また、勤務条件に関わる事項については、所要の協議を行ってまいりたい。</p> <p>2 職場環境・庁舎設備の改善について</p> <p>(1) 庁舎の新築等については、建築構造上、まだ耐用期間内にあることから困難ではありますが、庁舎の整備及び維持補修につきましては、できる限り努力してまいりたい。</p> <p>(2) このことについては、全庁的な方針に基づき対応してまいりたい。なお、令和3年度当初予算（案）において、三島府民センタービル外壁改修工事に係る実施設計費を新たに計上しています。</p> <p>(3) 執務室等の拡張等については、限られたスペースの範囲ではありますが、可能な限りスペースの有効活用を図るなど、執務環境の改善に努めてまいりたい。また、中河内府税務所のエレベーター設置については、実現に向け令和3年度当初予算（案）に実施設計費を計上しています。</p> <p>(4) 休養室及び休憩場所については、これまでも逐次その整備・改善に努めてきたところです。今後とも引き続き、可能な限りスペースの有効活用を図るなどして休養室等の確保に努めてまいりたい。</p> <p>(5) このことについては、必要に応じて予算の範囲内で整備・改善等に努めてまいりたい。</p> <p>(6) このことについては、今後とも整備・点検に努めてまいりたい。また、増設については、スペース等の面で制約を受ける部分は困難ですが、整備も含め必要なものについては予算の範囲内で努力してまいりたい。なお、令和2年度に泉北府税務所のトイレ洋式化及び洗浄機能付き便座設置を実施しています。また、令和3年度当初予算（案）において、南河内府民センタービルの配管等改修工事費を今年度に引き続き計上しています。</p> |

(7) 職員の労働安全衛生の観点から、執務室等の床・壁・窓・照明器具等の点検と必要な補修を行うこと。なお、泉北府税事務所の雨漏りについて、対策を講じ必要な補修を行うこと。

(8) 職員の健康管理の観点から、必要に応じ各所の窓・網戸、ブラインド等の整備・点検・更新を行い、防虫、風通しの確保など、快適な執務環境の確保を図ること。

(9) O Aフロアの設置等O A化に対応した作業環境を実現すること。特に古い椅子については、更新を行うこと。

3 賃金・労働条件、健康管理、福利厚生について

(1) 税務手当について、給料の調整額に移行をすること。

(2) 各所（局）における安全衛生委員会が定期的開催されるよう、積極的に指導・支援するとともに、その活動内容の充実および衛生管理者の育成等に努めること。

(3) 一般定期健康診断・特別健康診断（女性検診・人間ドック・V D T作業等）の充実や受診対象範囲の拡大をはかり、職員の健康管理体制を強化すること。

(4) V D T作業にかかる労働安全衛生教育の周知・徹底をはかること。また、端末機等の作業環境の整備に努めること。

(5) 職員の健康保持・増進および快適な職場環境の形成をはかるため、メンタルヘルス対策・生活習慣病対策・インフルエンザ等感染症について、予防対策を強化するとともに、常備医薬品等の配置を行うこと。

(6) 新型コロナウイルス感染症に対して、換気、消毒液・石鹼の配置、応接の飛沫防止対策など感染防止対策に万全を期すとともに、新たに明らかとなった有効な対策を遅滞なく実施すること。

(7) このことについては、今後とも点検に努めてまいりたい。また、補修については、これまでも必要に応じ措置してきたところですが、今後とも必要に応じて順次実施してまいりたい。なお、令和3年度当初予算（案）において、三島府民センタービル屋上防水改修工事費を計上しています。また、泉北府税事務所については、漏水の原因の一つとなっていた窓枠シーリングの修繕や、外壁打診検査を令和2年度に実施したところ。その結果を踏まえ必要に応じて対策を講じてまいりたい。

(8) このことについては、必要に応じて予算の範囲内で努力してまいりたい。

(9) 机については、今後、新たに購入する場合はO A化に対応したものを導入してまいりたい。また、古い椅子の更新については、必要に応じて予算の範囲内で努力してまいりたい。

3 賃金、労働条件、健康管理、福利厚生について

(1) このことについては、要求の趣旨を関係課に伝えてまいりたい。

(2) 快適な職場環境形成のため、各所における安全衛生委員会の充実について、指導・支援に努めるとともに、今後ともその活動の強化に努めてまいりたい。

(3) 職員の健康管理については、従来から配慮してきたところですが、今後とも関係課と連携しながら、適切に対応できるよう努めてまいりたい。

(4) 「V D T作業のための労働安全衛生管理基準」に基づき、特別健康診断や労働衛生教育などを実施しているところである。今後とも適切な作業環境の確保に努めてまいりたい。

(5) 生活習慣病、メンタルヘルス対策等については、引き続き啓発等に努めてまいりたい。

(6) 〔府庁版〕職場における新型コロナウイルス感染予防にかかる基本的対策に沿って、個々人の感染予防策の徹底、職場環境の対策の充実などに努めてまいりたい。

- (7) 執務室等の空調・換気・照明・騒音・振動・衛生等については、日常的な点検を充実するとともに、冷暖房運転については、職員の健康管理に留意して行うこと。また、その運転に支障が起らないように機器の点検・整備・更新は早期・確実に行うこと。
- (8) 障がい労働者の職場における必要な条件整備については誠意を持って行うこと。また、障がい労働者の重要な労働条件である電話交換機について、更新の際には事前に情報提供を行うとともに、当該職員の要望を反映するよう努めること。
- (9) 職員の安全確保の観点から、各所における庁用自転車の点検・整備に努めるとともに、職員が安全に庁用自転車を利用できるよう、駐輪スペースの確保・点検・整備に努めること。
- (10) 職員の安全確保の観点から、各所における庁用自動車の点検・整備に努めること。また、職員が安全に庁用自動車を利用できるよう、駐車場の点検・整備に努めること。
- (11) 地震災害等の発生に備えて「大阪府庁業務継続計画」に定める職員用食料等の備蓄は、毛布等を含めて各庁舎の職員数に応じた十分な備蓄を行うこと。また、災害時における職員の労働条件を確保すること。

4 その他

- (1) 税務支部に所属する各分会の要求については、誠意を持って早急に解決すること。

- (7) 執務室の空調等については、今後とも職員の健康管理に留意してまいりたい。冷暖房運転については、運転等に支障がないよう点検・整備に努めてまいりたい。
- (8) このことについては、今後とも努力してまいりたい。また、電話交換機の更新については、三島、豊能、泉南及び南河内の各府民センタービルに係る視覚障がい者用電話交換機中継台の導入を今年度実施したところです。
- (9) 庁用自転車については、運行等に支障が出ないよう引き続き点検・整備に努めてまいりたい。また、駐輪スペースの確保・整備や安全の確保については、必要に応じて予算の範囲内で整備等に努めてまいりたい。
- (10) 庁用自動車については、運行等に支障が出ないよう引き続き点検・整備に努めてまいりたい。また、駐車場については、職員が安全に利用できるよう、必要に応じて予算の範囲内で整備等に努めてまいりたい。
- (11) 職員用食料等の備蓄については、全庁的な方針に基づき、今後とも適切に対応してまいりたい。災害時における職員の労働条件については、関係課に伝えるとともに、今後とも関係課と連携しながら、適切に対応できるよう努めてまいりたい。

4 その他

- (1) 各分会の要求については、今後とも誠意を持って対応してまいりたい。